

※ 記入例

平成 20 年度分 町民税・県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書
(給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用)

第五十五号の三様式

受付印 (あて先) 幸田町長 提出年月日 平成20年 2月18日	現住所	額田郡幸田町大字藪池字元林1番地1	整理番号
	平成20年1月1日現在の住所	同上	電話番号
	住宅借入金等特別控除の対象となる物件の所在地	同上	(0564) 62-1111
	フリガナ	コウタ タロウ	生年月日
氏名	幸田 太郎	幸田 太郎	明・大 昭・平 40・1・1

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定に基づき平成19年の住宅借入金の年末残高を記入してください。8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成19年1月1日現在に取得し、居住の用に供したものに限り、平成18年の間に取得等し、居住の用に供したものに限り】

住宅借入金等の年末残高合計額 (注1)	新築又は購入	29,580,100 円
	増改築等	円

平成19年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	受給者番号
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額
	5,200,000	3,620,000	1,540,000
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地租等控除額	住宅借入金等特別控除額
前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額	①	295,800	
前年分の給与所得控除後の給与等の金額	②	3,620,000	
前年分の所得控除の合計額	③	1,540,000	
前年分の所得税の課税総所得金額	④	2,080,000	
④に対する所得税額相当額	⑤	208,000	
租税条約実施特例法における利子・配当	⑥	0	
⑤+⑥	⑦	208,000	
前年分の所得税額 (税額控除前)	⑧	110,500	
①と⑦のいずれか少ない方の金額	⑨	208,000	
町・県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額 (⑨ - ⑧)	⑩	97,500	
町民税の住宅借入金等特別税額控除額 (⑩ × 3/5)	⑪	58,500	
県民税の住宅借入金等特別税額控除額 (⑩ × 2/5)	⑫	39,000	

2 町民税・県民税から控除される住宅借入金等特別控除額の計算 (単位:円)

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額	①	295,800
前年分の給与所得控除後の給与等の金額	②	3,620,000
前年分の所得控除の合計額	③	1,540,000
前年分の所得税の課税総所得金額	④	2,080,000
④に対する所得税額相当額	⑤	208,000
租税条約実施特例法における利子・配当	⑥	0
⑤+⑥	⑦	208,000
前年分の所得税額 (税額控除前)	⑧	110,500
①と⑦のいずれか少ない方の金額	⑨	208,000
町・県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額 (⑨ - ⑧)	⑩	97,500
町民税の住宅借入金等特別税額控除額 (⑩ × 3/5)	⑪	58,500
県民税の住宅借入金等特別税額控除額 (⑩ × 2/5)	⑫	39,000

②-③ (1,000円未満の端数切り捨て) で算出します。

④の金額をもとに計算します。
④の金額が、
1,000円～ 3,299,000円の場合 ×10%
3,300,000円～ 8,999,000円の場合 ×20% - 330,000円
9,000,000円～17,999,000円の場合 ×30% - 1,230,000円
18,000,000円以上 円の場合 ×37% - 2,490,000円

④の金額をもとに計算します。
④の金額が、
1,000円～ 1,949,000円の場合 ×5%
1,950,000円～ 3,299,000円の場合 ×10% - 97,500円
3,300,000円～ 6,949,000円の場合 ×20% - 427,500円
6,950,000円～ 8,999,000円の場合 ×23% - 636,000円
9,000,000円～17,999,000円の場合 ×33% - 1,536,000円
18,000,000円以上 円の場合 ×40% - 2,796,000円